

お客さま各位

株式会社西日本シティ銀行

ローン規定（消費者ローン）の改定について

当行は、ローン規定第28条および民法が定める定型約款の変更の規定に基づき本規定を改定いたします。

1. 改定内容

(1) 第2条（返済額の決定方法）

変更前	変更後
<p>第2条（利息の計算方法）</p> <p>1. 利息は各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日、以下同じ。）に後払いするものとし、毎元元金返済額は均等とします。</p> <p>(1) 毎月返済部分の利息は、毎月返済部分の元金残高×年利率×1/12で計算します。</p> <p>(2) 借入日から第1回返済日までの日数が1ヶ月に満たない場合、第1回返済日の利息は、毎月返済部分の元金残高×年利率×借入日から第1回返済日までの日数/365で計算します。</p> <p>(3) 増額返済部分の利息は、増額返済部分の元金残高×年利率×1/12×6で計算します。但し借入日から第1回増額返済日までの月数が6ヶ月に満たない場合、第1回増額返済日の利息は、増額返済部分の元金残高×年利率×(1/12×借入日から第1回増額返済日までの月数+借入日から第1回増額返済日までの月数に満たない日数/365)で計算します。</p> <p>(4) 初回および最終返済額は利息計算の端数処理のため、毎月返済額とは異なる場合があります。</p> <p>2. 据置期間（第1回返済日の前月の応答日が据置期間満了日となります）がある場合の期間中の利息は、前項と同様とします。</p>	<p>第2条（返済額の決定方法）</p> <p>1. 契約に基づく返済は元金均等返済とし、毎回の元金返済額は均等とします。</p> <p>2. 利息は各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日、以下同じ。）に後払いするものとし、</p> <p>(1) 毎月返済および特定月増額返済の利息は、「毎月返済部分または特定月増額返済部分の借入元金残高×年利率×経過月数÷12」で計算します。</p> <p>(2) 本項(1)にかかわらず、借入日から第1回返済日または第1回利息支払日までの期間に1ヶ月未満の端数日数がある場合は、その期間の利息は、「毎月返済部分または特定月増額返済部分の借入元金残高×年利率×経過日数（借入日当日を含む）÷365」で計算します。</p> <p>3. 第1回および最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎月返済額とは異なる場合があります。</p> <p>4. 元金返済を据え置く期間（据置期間）を設定する場合は、当該期間中は利息のみを支払うものとします。据置期間中に到来する各返済日の利息計算方法は、本条第2項と同様とします。</p>

※端数日数の利息計算および据置期間の記述を明確にするための改定で、計算方法に変更はありません。

(2) 第12条(期限前の全額返済義務)第2項

変更前	変更後
<p>2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。</p> <p>② 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。</p> <p>③ 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。</p> <p>④ 暴力団員等もしくは第11条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>⑤ 借主が第10条第1項または第2項を履行できない場合。</p> <p>⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金(損害金を含む。)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>	<p>2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。</p> <p>② 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。</p> <p>③ 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。</p> <p>④ <u>この契約が住宅ローン契約予定者専用商品に該当し、他の金融機関等で住宅ローンを契約する場合等、銀行との住宅ローン契約が成立しなかったとき。</u></p> <p>⑤ 暴力団員等もしくは第11条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>⑥ 借主が第10条第1項または第2項を履行できない場合。</p> <p>⑦ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金(損害金を含む。)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>

2. 効力発生日

2022年1月1日(土)

※改定後のローン規定(消費者ローン)全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

<ホームページ規定一覧> https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

以上